

# はり師・きゅう師養成施設自己点検票

平成 年 月 日 実施

<b>養成施設名</b>	<b>学科名及び課程名</b>	<b>科</b>	<b>課程</b>
<b>所在地</b>	<b>修業年限及び定員</b>	<b>年</b>	<b>名</b>

<b>作成者:</b>	<b>役職名</b>	<b>氏名</b>	
-------------	------------	-----------	--

調 査 事 項	判 定	関 係 法 令 等	備 考
<b>1 学則に関する事項</b>			
(1) 次に掲げる事項が、必ず学則に規定されているか ① 養成施設の名称 ② 位置 ③ 教育課程(昼間又は夜間の別及び認定規則別表第1の教育内容ごとの単位数並びに時間数) ④ 養成施設の種類及び教育課程ごとの1学年の定員、修業年限及び学級数 ⑤ 養成施設の休日及び年間必要授業日数 ⑥ 教職員の職名及び定員並びに専任教員の定員 ⑦ 入学資格、入学者の選考の方法、入学手続 ⑧ 進級、卒業、退学及び除籍の基準 ⑨ 生徒納付金の種類及び金額並びに定められた納付金以外には徴収しない旨の規定	適 <input type="checkbox"/> 否 <input type="checkbox"/>	指導要領5	
<b>2 教員等に関する事項</b>			
(1) 養成施設の長は他に常勤の職を有していないか (専ら養成施設の管理の任に当たることができる者であるか)	適 <input type="checkbox"/> 否 <input type="checkbox"/>	認定規則第2条第1項第4号、指導要領6(1)	
(2) 認定規則別表第一科目の欄に掲げる教育内容を教授するのに適当な数の教員を有しているか	適 <input type="checkbox"/> 否 <input type="checkbox"/>	認定規則第2条第1項第5号	
(3) 教員(専任及び兼任に限らず)は、認定規則別表第二の上欄に掲げる教育内容について、それぞれ同表の下欄に掲げる者であるか	適 <input type="checkbox"/> 否 <input type="checkbox"/>	認定規則第2条第1項第6号	
<b>【基礎分野】</b> 認定規則別表第二基礎分野の項に規定する『教授するのに適当と認められる者』とは、次のいずれかに該当する者等であるか 担当科目を含む分野を専攻する大学の教員(助教については、3年以上の勤務経験を有する者) 担当科目について、高等学校教員の相当教科の免許状を有する者	適 <input type="checkbox"/> 否 <input type="checkbox"/>	指導要領6(2) 指導要領6(2)ア 指導要領6(2)イ	
<b>【専門基礎分野】</b>			
① 医師	適 <input type="checkbox"/> 否 <input type="checkbox"/>	認定規則「別表第二」	
② 教育職員免許法施行規則第六十三条に規定する特別支援学校の理療の教科の普通免許状又は同令第六十五条の五に規定する特別支援学校の理療の教科の特別免許状を有する者	適 <input type="checkbox"/> 否 <input type="checkbox"/>	認定規則「別表第二」	
③ 厚生労働大臣の指定したあはき教員養成機関を卒業した者	適 <input type="checkbox"/> 否 <input type="checkbox"/>	認定規則「別表第二」	
④ 認定規則別表第二専門基礎分野の項に規定する『これと同等以上の知識及び経験を有する者』とは、次のいずれかに該当する者等であるか 歯科医師(臨床医学以外の教育内容を教授する場合に限る) 文部科学大臣の認定した学校の担当科目を含む分野を専攻する大学院修士課程又は博士課程を修了した者 担当科目を含む分野を専攻する大学の教員(助教については、3年以上の勤務経験を有する者) 改正認定規則(平成元年)による改正前の「あはき」指定教員養成機関卒業業者又は「はき」指定教員養成機関卒業業者で、改正認定規則施行の際、現に養成施設において教員として勤務していた者 改正認定規則(平成元年)による改正前の認定規則別表第三「解剖学 生理学 衛生学(消毒法を含む) 診察概論 臨床各論」の項第3号に該当する者(改正認定規則施行の際、現に養成施設において教員として勤務しており、かつ、講習会の受講等によりその資質の向上に努めた者に限る) 理学療法士及び作業療法士(リハビリテーション医学に限る。)	適 <input type="checkbox"/> 否 <input type="checkbox"/>	指導要領6(3) 指導要領6(3)ア 指導要領6(3)イ 指導要領6(3)ウ 指導要領6(3)エ 指導要領6(3)オ 指導要領6(3)カ	
<b>【専門分野】</b>			
① 医師	適 <input type="checkbox"/> 否 <input type="checkbox"/>	認定規則「別表第二」	
② 特別支援学校の理療科の教員免許状を有する者	適 <input type="checkbox"/> 否 <input type="checkbox"/>	認定規則「別表第二」	
③ 厚生労働大臣の指定したあはき教員養成機関を卒業した者	適 <input type="checkbox"/> 否 <input type="checkbox"/>	認定規則「別表第二」	
④ 教育職員免許法施行規則第六十三条に規定する特別支援学校の理療の教科の臨時免許状を有する者	適 <input type="checkbox"/> 否 <input type="checkbox"/>	認定規則「別表第二」	
⑤ 認定規則別表第二専門分野の項に規定する『これと同等以上の知識及び経験を有する者』とは、次のいずれかに該当する者等であるか 文部科学大臣の認定した学校の担当科目を含む分野を専攻する大学院修士課程又は博士課程を修了した者 担当科目を含む分野を専攻する大学の教員(助教については、3年以上の勤務経験を有する者) 旧認定規則別表第三に規定する「あん摩」教員、「はり」教員又は「きゅう」教員(改正認定規則施行の際、現に養成施設において教員として勤務しており、かつ、講習会の受講等によりその資質の向上に努めた者に限る)	適 <input type="checkbox"/> 否 <input type="checkbox"/>	指導要領6(4) 指導要領6(4)ア 指導要領6(4)イ	
(4) 教員は、1つの養成施設に限り専任教員(専らその養成施設における養成に従事する教員)となっているか。	適 <input type="checkbox"/> 否 <input type="checkbox"/>	指導要領6(5)、(6)	
(5) 教員のうち6人(1学年に30人を超える定員を有する養成施設にあつては、その超える数が30人までを増すごとに2を加えた数)以上は、認定規則別表第二専門基礎分野の項各号若しくは同表専門分野の項第4号に掲げる者又はこれと同等以上の知識及び経験を有する者である専任教員であるか	適 <input type="checkbox"/> 否 <input type="checkbox"/>	認定規則第2条第1項第7号	
(6) 専任教員のうち2人は、(あはきの教育に関し)5年以上の経験を有しているか	適 <input type="checkbox"/> 否 <input type="checkbox"/>	指導要領6(8)	
(7) (5)の専任教員の5年以上のあはきの教員経験は常勤であるか	適 <input type="checkbox"/> 否 <input type="checkbox"/>		
(8) 教員1人の授業時間は1週あたり15時間を標準としているか	適 <input type="checkbox"/> 否 <input type="checkbox"/>	指導要領6(9)	
(9) 教員の出勤状況が確実に記録されているか	適 <input type="checkbox"/> 否 <input type="checkbox"/>	指導要領6(10)	
(10) 専任教員の出勤状況は学校開講日の少なくとも8割以上は勤務している常勤であるか	適 <input type="checkbox"/> 否 <input type="checkbox"/>		

# はり師・きゅう師養成施設自己点検票

平成 年 月 日 実施

養成施設名	学科名及び課程名	科	課程
所在地	修業年限及び定員	年	名

作成者:	役職名	氏名
------	-----	----

調査事項	判定	関係法令等	備考
(11) 施術所、医療機関等において臨床実習を行う場合、進捗管理等を行うため、専任教員のうち、実習調整者を1名以上配置しているか	適口 否口	指導要領6(11)	
<b>3 生徒に関する事項</b>			
(1) 入学資格の審査は確実にされているか (卒業(見込)証明書の提出)	適口 否口	指導要領7(2)	
(2) 1学級の定員は30名以下で、学則に定められた学生の定員を遵守しているか(特別支援学級で、視覚障害者の生徒に教育を行う学級は15名以下)	適口 否口	認定規則第2条第1項第8号、指導要領7(1)、H11.1.12医事第1号通知	
(3) 入学者の選考は適正に行われているか ※複数面接、筆記試験、合格基準etc	適口 否口	指導要領7(3)	
(4) 入学時期は厳正か、また途中入学が行われていないか	適口 否口	指導要領7(4)	
(5) 転学は、認定施設の相当学年相互の間においてのみ行われているか	適口 否口	指導要領7(5)	
(6) 出席状況が確実に把握されているか	適口 否口	指導要領7(6)	
(7) 進級、卒業、成績等に関する記録が確実に保存されているか	適口 否口		
(8) 出席状況の不良な者について、進級又は卒業の措置は適切か	適口 否口	指導要領7(6)	
(9) 健康診断等保健衛生上、必要な措置がとられているか ※学校保健安全法準用	適口 否口	指導要領7(7)	
<b>4 授業に関する事項</b>			
(1) 授業は適切に行われているか (昼間の課程においては、授業は昼間に行うこと。夜間授業は特にやむを得ないと認められる場合に限り行うこと。)	適口 否口	指導要領8(5)	
(2) 教育課程は認定規則別表第一及び指導要領別添に定めるもの以上であること	適口 否口	認定規則第2条第1項第3号	
(3) 単位の計算方法は適切であるか (1単位の授業時間数は、講義及び演習は15時間から30時間、実験・実習及び実技は30時間から45時間、臨床実習は45時間)	適口 否口	指導要領8(2)(3)	
(4) 教育課程の編成に当たって、はり師養成施設にあつては、88単位以上で、2,475時間以上、きゅう師養成施設にあつては、86単位以上で、2,415時間以上、はり師きゅう師養成施設にあつては、94単位以上で、2,655時間以上の講義、実習等を行っているか	適口 否口	指導要領8(4)	
(5) 単位の認定は講義等を必要時間以上受けているとともに、当該科目の内容を修得していることを確認して行っているか(実際に行っている授業時間で算出)	適口 否口		
(6) 夜間授業は適切であるか (午後6時以降1日4時間以内。昼間授業は実習などやむを得ないと認められる場合のみ) ※黒板、机等の照度150ルクス以上	適口 否口	指導要領8(6)	
(7) 学則に定められていない臨時休校等が行われていないか	適口 否口	指導要領8(7)	
(8) 教員が欠勤した場合の措置は適切であるか (振替授業等)	適口 否口	指導要領8(8)	
(9) 同時に授業を行う学生の数は30人以下であるか(学校、教員の都合による合同及び合併授業が行われていないか)	適口 否口		
<b>5 実習に関する事項</b>			
(1) 臨床実習施設として、附属の臨床実習施設又は施術所が確保されているか(附属の臨床実習施設とは、敷地内等に教育目的で設置した施術所で、教員が直接指導にあたり実習を行う施設)	適口 否口	指導要領9(1)(2)	
(2) 必要に応じ、医療機関等の実習施設を確保しているか。また、医療機関等における臨床実習は1単位を超えない範囲での見学実習としているか。(医療機関等とは、病院、診療所、スポーツ施設及び介護施設等)	適口 否口	指導要領9(1)(3)	
(3) 施術所は、次の要件を満たしているか ア 臨床実習における到達目標が設定されており、これに沿って実習が実施できること。 イ 施術所は、5年以上の開業実績があること。 ウ 教員の資格を有するはり師、きゅう師、又は5年以上実務に従事した後に厚生労働省の定める基準に合った臨床実習指導者講習会を修了したはり師、きゅう師である臨床実習指導者を配置していること。 エ 過去1年間の施術日の平均受診者数が5名以上であること。 オ 臨床実習の実施に関し必要な施設及び設備を利用することができること。 カ 施術所の開設者は、過去も含め療養費申請資格停止等の行政処分を受けていないこと。 キ 臨床実習を行うに当たり、患者に対して臨床実習を行うことを文書により同意を得ること。	適口 否口	指導要領9(4)	
<b>6 校舎に関する事項</b>			
(1) 適正な数の普通教室を有しているか (同時に授業を行う学級の数以上)	適口 否口	認定規則第2条第1項第9号	
(2) 図書室を有しているか	適口 否口	指導要領10(1)	
(3) 実習室を有しているか	適口 否口	認定規則第2条第1項第10号	
(4) 各教室の面積は適正か (普通教室1.65㎡/人、実習室2.1㎡/人)	適口 否口	認定規則第2条第1項第11号	
(5) 実習室は、ロッカールーム又は更衣室及び消毒設備並びに水道設備、給湯設備が整備されているか	適口 否口	認定規則第2条第1項第12号、指導要領10(2)	
(6) 実習室の机・椅子は適正に配置されているか	適口 否口	指導要領10(3)	

# はり師・きゅう師養成施設自己点検票

平成 年 月 日 実施

養成施設名	学科名及び課程名	科	課程
所在地	修業年限及び定員	年	名

作成者:	役職名	氏名	
------	-----	----	--

調 査 事 項	判 定	関 係 法 令 等	備 考
(7) 校舎は確実に使用できる権利が確保されているか (原則として設置者所有、確実かつ長期の賃貸借契約)	所有 <input type="checkbox"/> 賃貸 <input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否 <input type="checkbox"/>	指導要領10(4)	
(8) 校舎は他の目的に併用されていないか	併用 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>	指導要領10(5)	
(9) 事務室、消毒・手洗設備その他必要な施設を有しているか (配置構造)	適 <input type="checkbox"/> 否 <input type="checkbox"/>	認定規則第2条第1項第13号	
<b>7 財政に関する事項</b>			
(1) 養成施設の運営は適正であるか (管理運営、財政上の健全性)	適 <input type="checkbox"/> 否 <input type="checkbox"/>	指導要領11(1)	
(2) 養成施設の経理は明確に区分されているか (養成施設以外と)	適 <input type="checkbox"/> 否 <input type="checkbox"/>	指導要領11(2)	
(3) 入学料、授業料等は適当な額であり、学則で定めた以外の生徒納付金は一切徴収していないか	適 <input type="checkbox"/> 否 <input type="checkbox"/>	指導要領11(3)	
<b>8 事務に関する事項</b>			
(1) 各帳簿類は適正に管理されているか 次に掲げる表簿が備えられ、学籍簿は20年間、その他は5年間保存されていること	適 <input type="checkbox"/> 否 <input type="checkbox"/>	指導要領12(1)~(7)	
① 学則 <input type="checkbox"/> 日課表 <input type="checkbox"/> 学校日誌 <input type="checkbox"/> ② 職員名簿 <input type="checkbox"/> 履歴書 <input type="checkbox"/> 出勤簿 <input type="checkbox"/> ③ 学籍簿 <input type="checkbox"/> 出席簿 <input type="checkbox"/> 健康診断に関する表簿 <input type="checkbox"/> ④ 入学者選考表簿 <input type="checkbox"/> 在校者成績考査表簿 <input type="checkbox"/> ⑤ 資産原簿 <input type="checkbox"/> 出納簿 <input type="checkbox"/> 予算決算に関する表簿 <input type="checkbox"/> ⑥ 器械器具・標本・模型・図書その他の備品目録 <input type="checkbox"/> ⑦ 往復文書処理簿 <input type="checkbox"/>			
(2) 専任の事務職員は配置されているか	適 <input type="checkbox"/> 否 <input type="checkbox"/>	認定規則第2条第1項第17号	
<b>9 器械器具 (指導要領別表)</b>			
肺活量計 <input type="checkbox"/> 心電計 <input type="checkbox"/> 筋電計 <input type="checkbox"/> 血圧計 <input type="checkbox"/> 聴診器 <input type="checkbox"/> 神経学的検査用具 <input type="checkbox"/> 角度計 <input type="checkbox"/> 握力計 <input type="checkbox"/> 背筋力計 <input type="checkbox"/> 顕微鏡 <input type="checkbox"/> 煮沸消毒器 <input type="checkbox"/> 皮膚温計 <input type="checkbox"/> 皮膚電気抵抗計 <input type="checkbox"/> 低周波治療器 <input type="checkbox"/> 赤外線治療器 <input type="checkbox"/> ホットパック <input type="checkbox"/> ※以下「はり師養成施設」のみ 高圧滅菌器 <input type="checkbox"/> 紫外線消毒器 <input type="checkbox"/>	適 <input type="checkbox"/> 否 <input type="checkbox"/>	認定規則第2条第1項第14号、指導要領10(6)別表	
<b>10 模型及び標本 (指導要領別表)</b>			
人体骨格模型(等身大) <input type="checkbox"/> 人体解剖模型 <input type="checkbox"/> 筋模型 <input type="checkbox"/> 脳及び神経系模型(中枢神経、末梢神経を含む) <input type="checkbox"/> 血管循環器系模型 <input type="checkbox"/> 人体内臓模型 <input type="checkbox"/> 呼吸器模型 <input type="checkbox"/> 心臓解剖模型 <input type="checkbox"/> 脊髄横断模型 <input type="checkbox"/> 関節種類模型(8種類以上) <input type="checkbox"/> 上下肢解剖模型 <input type="checkbox"/> 腎臓及び泌尿器模型及び触覚器模型(外皮) <input type="checkbox"/> 組織標本 <input type="checkbox"/> 経穴人形 <input type="checkbox"/> デルマトーム人形 <input type="checkbox"/>	適 <input type="checkbox"/> 否 <input type="checkbox"/>	認定規則第2条第1項第14号、指導要領10(6)別表	
<b>11 図書</b>			
(1) 教育上必要な専門図書 (電子書籍を含む1000冊以上)	適 <input type="checkbox"/> 否 <input type="checkbox"/>	認定規則第2条第1項第14号、指導要領10(6)別表	
(2) 学術雑誌 (電子書籍を含む20種類以上)	適 <input type="checkbox"/> 否 <input type="checkbox"/>		
<b>12 その他の備品</b>			
机及び椅子(同時に授業を受ける生徒数と同数)	適 <input type="checkbox"/> 否 <input type="checkbox"/>		
実技実習室: ベッド及びその附属品(生徒三人につき一組以上)	適 <input type="checkbox"/> 否 <input type="checkbox"/>	指導要領別表	
<b>13 その他変更申請及び届出、報告に関する事項</b>			
(1) 変更承認申請は変更する日の6か月前までに、知事あて提出しているか	適 <input type="checkbox"/> 否 <input type="checkbox"/>	指導要領3	
(2) 変更届は変更した日から1月以内に、都道府県知事を経由して関東信越厚生局長あて届出をしているか	適 <input type="checkbox"/> 否 <input type="checkbox"/>	施行令第3条第2項	
(3) 毎学年度開始後2月以内に報告する年次報告は、遅滞なく報告しているか	適 <input type="checkbox"/> 否 <input type="checkbox"/>	施行令第4条	
(4) 入学料、授業料等生徒納付金を新設し又は金額を改定する場合は次の事項を記載した経理計画書を新設又は改定しようとする日の3か月前までに、知事あて提出しているか ア 新設又は改定しない場合に予想される翌年度の経理計画書 イ 新設又は改定した場合に予想される翌年度の経理計画書 ウ 新設又は改定しようとする生徒納付金名とその金額	適 <input type="checkbox"/> 否 <input type="checkbox"/>	指導要領11(4)	